

玖珠町総合運動公園トレーニングルーム利用規約

- 1、初めて玖珠町総合運動公園トレーニングルームを利用する場合は、会員登録を行い、初回講習を受講したのちにご利用ください。
受講者には会員証を発行しますので、次回の利用時からスタッフに提示してください。
初回講習は他のトレーニングジムの利用経験があっても受講が必要です。
※ 中学生以下の方は利用することができません。
※ また、中学生以下のお子様との同伴のご入場はご遠慮願います。
- 2、会員証の利用は登録者ご本人に限ります。他人への貸与・譲渡はできません。
- 3、利用時間：①午前10時～正午12時 ②午後1時～午後4時 ③午後5時～午後9時の3回です。
休業日：原則月曜日および12月29日～1月3日
(月曜日が祝日等の場合は翌日が休業日となります。)
- 4、利用料金：上記利用時間の1回につき
一般 200円 (回数券12枚つづり2,030円・半年間パスポート5,090円)
高校生 100円 (回数券12枚つづり1,010円・半年間パスポート2,540円)
- 5、トレーニングルーム利用時は、運動しやすい服装(Tシャツ、短パン、ジャージ等)を着用し、必ず室内専用のトレーニングシューズを履いてください(外履きシューズを利用前に洗ったものや、サンダル及び裸足、靴下履きでの利用はできません)。
お荷物は更衣室内ロッカーに入れ、ロッカーのカギはお客様ご自身で管理してください。
- 6、マシンの独占利用はご遠慮ください(インターバルはマシンから離れてとってください)。
各マシンの利用時間は1回30分に制限させていただきます。
マシン使用後は、備え付けのタオルでシート・グリップなどを拭いてください。
- 7、トレーニングルーム内での飲食はご遠慮ください。
ただし、水分補給用の飲料(ふた付きの物に限る)は指定された場所で給水可とします。
- 8、トレーニング中に体調や気分が悪くなった場合は、直ちにトレーニングを中止し、スタッフにお申し出ください。
- 9、次の方はスタッフの判断により、ご利用を制限させていただく場合があります。
ア、飲酒等により、正常な施設利用ができない場合。
イ、他人に感染する恐れのある疾病(インフルエンザ等)を有することが判明した場合。
ウ、妊娠していることが判明した場合。
エ、医師から運動を禁じられていることが判明した場合。
オ、暴力団員及び暴力団関係者であることが判明した場合。
カ、その他、正当な理由なくスタッフの指示に従わない場合。
- 10、故意によるマシンの破損については、利用者に原状回復の請求をさせていただく場合があります。